

新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱</p> <p>(趣旨)            第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県浄化槽設置整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助目的)            第2条 補助金は、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止及び快適な生活環境の創造を図るため、循環型社会形成推進交付金交付要綱（平成17年4月11日付け環廃対発第050411001号）及び地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要綱（平成28年4月20日付け環廃対発第1604202号）に定める事業に要する経費について、予算の範囲内において交付する。</p> <p>(補助対象事業)            第3条 補助金の交付の対象となる事業は、浄化槽設置整備事業実施要綱（平成6年10月20日付け衛浄第65号）に基づいて、循環型社会形成推進交付金及び地方創生汚水処理施設整備推進交付金の交付される浄化槽を設置する者に対し、市町村が設置に要する費用を補助する事業（以下「補助事業」という。）とする。</p> <p>2 補助事業の対象となる浄化槽は、一般住宅設置用とする。ただし、次に掲げる者が設置する浄化槽を除く。</p>	<p style="text-align: center;">高知県浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱</p> <p>(趣旨)            第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県浄化槽設置整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助目的)            第2条 補助金は、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止及び快適な生活環境の創造を図るため、循環型社会形成推進交付金交付要綱（平成17年4月11日付け環廃対発第050411001号）及び地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要綱（平成28年4月20日付け環廃対発第1604202号）に定める事業に要する経費について、予算の範囲内において交付する。</p> <p>(補助対象事業)            第3条 補助金の交付の対象となる事業は、浄化槽設置整備事業実施要綱（平成6年10月20日付け衛浄第65号）に基づいて、循環型社会形成推進交付金及び地方創生汚水処理施設整備推進交付金の交付される浄化槽を設置する者に対し、市町村が設置に要する費用を補助する事業（以下「補助事業」という。）とする。</p> <p>2 補助事業の対象となる浄化槽は、一般住宅設置用とする。ただし、次に掲げる者が設置する浄化槽を除く。</p>

新旧対照表

新	旧
<p>(1) 浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項の規定に基づく確認を受けずに合併処理浄化槽を設置する者</p> <p>(2) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者</p> <p>(3) 建売住宅、モデルハウス等営業用建築物を設置する者。ただし、売買契約等により購入者を確認することができる場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 店舗等との併用住宅において、住宅部分の床面積が 2 分の 1 未満のものを設置する者</p> <p>(5) 主たる生計の場として居住しない別荘等を設置する者</p> <p>(6) 県税を滞納している者</p> <p>(7) 家屋の新築若しくは増築をする際に浄化槽を設置する者又は既設の合併処理浄化槽の更新若しくは改築をする者で、次に掲げる場合のいずれにも該当しないもの</p> <p>ア 他の市町村からの転入又は同一市町村の下水道等の集合処理施設に接続している家屋からの転居により家屋を新築する場合、子どもが分家独立した際に家屋を新築する場合、賃貸住宅から転居して家屋を新築する場合等の既存の汚水処理未普及解消につながる場合</p> <p>イ 災害により必要となった家屋の建て替えに伴い設置する場合、災害により故障した浄化槽の更新又は改築をする場合等の災害復旧対応に資する場合</p>	<p>(1) 浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項の規定に基づく確認を受けずに合併処理浄化槽を設置する者</p> <p>(2) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者</p> <p>(3) 建売住宅、モデルハウス等営業用建築物を設置する者。ただし、売買契約等により購入者を確認することができる場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 店舗等との併用住宅において、住宅部分の床面積が 2 分の 1 未満のものを設置する者</p> <p>(5) 主たる生計の場として居住しない別荘等を設置する者</p> <p>(6) 県税を滞納している者</p> <p>(7) 家屋の新築若しくは増築をする際に浄化槽を設置する者又は既設の合併処理浄化槽の更新若しくは改築をする者で、次に掲げる場合のいずれにも該当しないもの</p> <p>ア 他の市町村からの転入又は同一市町村の下水道等の集合処理施設に接続している家屋からの転居により家屋を新築する場合、子どもが分家独立した際に家屋を新築する場合、賃貸住宅から転居して家屋を新築する場合等の既存の汚水処理未普及解消につながる場合</p> <p>イ 災害により必要となった家屋の建て替えに伴い設置する場合、災害により故障した浄化槽の更新又は改築をする場合等の災害復旧対応に資する場合</p>
<p>3 補助事業の対象となる浄化槽の設置費用は、次に掲げる費用とする。</p> <p>(1) 浄化槽本体費用及び本体の設置に必要な工事費（流入、放流に係る管きょ及びますに係る費用を除く。以下「本体設置費」という。）</p> <p>(2) 単独処理浄化槽又はくみ取り槽（以下「既設槽」という。）から浄化槽へ</p>	<p>3 補助事業の対象となる浄化槽の設置費用は、次に掲げる費用とする。</p> <p>(1) 浄化槽本体費用及び本体の設置に必要な工事費（流入、放流に係る管きょ及びますに係る費用を除く。以下「本体設置費」という。）</p> <p>(2) 単独浄化槽又はくみ取り便槽（以下「既設槽」という。）から浄化槽へ</p>

新旧対照表

新	旧
<p>への転換（既設の住宅等に設置された既設槽から合併処理浄化槽への転換）に係る（1）の工事に付帯して行う宅内配管工事費（浄化槽への流入管（便所、台所、洗面所、風呂等からの排水）、ますの設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に係る工事費。以下「宅内配管費」という。）</p> <p>（3） 既設槽の撤去に必要な工事費（浄化槽設置にあたり撤去が必要な場合であって同一敷地内に浄化槽が設置される場合に限る。以下「既設槽撤去費」という。）</p> <p>（4） <u>単独処理浄化槽から浄化槽への転換により使用を廃止する単独処理浄化槽について洗浄・消毒等の公衆衛生上適切な措置を講じて雨水貯留槽等に再利用するために必要な工事費</u>（以下「雨水貯留槽再利用費」という。）</p> <p>（補助金の交付額の算定方法）</p> <p>第4条 補助金の交付額は、別表第1による補助基本額と総事業費（寄附金その他の収入額がある場合は、これを控除するものとする。）とを比較して少ない方の額（<u>既設槽撤去費及び雨水貯留槽再利用費、宅内配管費の補助を行う場合は、補助基本額と総事業費とは、本体設置費と既設槽撤去費及び雨水貯留槽再利用費と宅内配管費とで別々に算定して比較するものとする。</u>）に、3分の1（浄化槽設置整備事業実施要綱に定める環境配慮・防災まちづくり整備推進事業及び汚水処理施設概成に向けた浄化槽整備加速化事業（ただし、事業は令和8年度までの時限措置）、離島振興法（昭和28年法律第72号）に規定する離島地域にあつては、4分の1）以内を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>	<p>の転換（既設の住宅等に設置された既設槽から合併処理浄化槽への転換に係る（1）の工事に付帯して行う宅内配管工事費（浄化槽への流入管（便所、台所、洗面所、風呂等からの排水）、ますの設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に係る工事費。以下「宅内配管費」という。）</p> <p>（3） 既設槽の撤去に必要な工事費（浄化槽設置にあたり撤去が必要な場合であって同一敷地内に浄化槽が設置される場合に限る。以下「既設槽撤去費」という。）</p> <p>（4） 単独処理浄化槽を撤去せずに洗浄、消毒等の公衆衛生上適切な措置を講じたうえで雨水貯留槽として転換する場合に必要な工事費（同一敷地内に浄化槽が設置される場合に限る。以下「雨水貯留槽転換費」という。）</p> <p>（補助金の交付額の算定方法）</p> <p>第4条 補助金の交付額は、別表第1による補助基本額と総事業費（寄附金その他の収入額がある場合は、これを控除するものとする。）とを比較して少ない方の額（宅内配管費の補助を行う場合は、補助基本額と総事業費とは、本体設置費と宅内配管費とで別々に算定して比較するものとする。）に、3分の1（浄化槽設置整備事業実施要綱に定める環境配慮・防災まちづくり整備推進事業又は離島振興法（昭和28年法律第72号）に規定する離島地域にあつては、4分の1）以内を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>

新旧対照表

新	旧
<p>(補助金の交付の申請)</p> <p>第5条 市町村長は、補助金の交付の申請をしようとするときは、別記第1号様式による補助金申請書を知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。</p>	<p>(補助金の交付の申請)</p> <p>第5条 市町村長は、補助金の交付の申請をしようとするときは、別記第1号様式による補助金申請書を知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。</p>
<p>(補助金の交付の決定)</p> <p>第6条 知事は、前条の規定による申請に係る補助事業が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該市町村長に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。</p>	<p>(補助金の交付の決定)</p> <p>第6条 知事は、前条の規定による申請に係る補助事業が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該市町村長に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。</p>
<p>(補助事業の変更等)</p> <p>第7条 補助事業者（前条の規定による通知を受けた者をいう。以下同じ。）は、補助金の交付の決定の通知を受けた後において、補助事業の変更等を行おうとする場合は、別記第2号様式による事業変更承認申請書又は別記第3号様式による事業中止承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の変更が浄化槽の基数に係るものであって、補助金額の変更が交付決定額の10パーセント以内の減である場合は、この限りでない。</p>	<p>(補助事業の変更等)</p> <p>第7条 補助事業者（前条の規定による通知を受けた者をいう。以下同じ。）は、補助金の交付の決定の通知を受けた後において、補助事業の変更等を行おうとする場合は、別記第2号様式による事業変更承認申請書又は別記第3号様式による事業中止承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の変更が浄化槽の基数に係るものであって、補助金額の変更が交付決定額の10パーセント以内の減である場合は、この限りでない。</p>
<p>(補助金の交付の決定の取消し)</p> <p>第8条 知事は、補助事業者（間接補助事業者を含む。）が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p>	<p>(補助金の交付の決定の取消し)</p> <p>第8条 知事は、補助事業者（間接補助事業者を含む。）が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p>
<p>(補助の条件)</p>	<p>(補助の条件)</p>

新旧対照表

新	旧
<p>第9条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者としないこと、契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。</p> <p>(2) 補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して前号の条件を付さなければならないこと。</p> <p><u>(3) 補助事業が年度内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに別記第4号様式による補助事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならないこと。</u></p> <p><u>(繰越承認の申請)</u></p> <p>第10条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰り越す必要があるときは、別記第5号様式による繰越承認申請書を知事に提出し、知事の承認を得なければならない。</p> <p>(実績報告)</p> <p>第11条 補助事業者(前条により知事の繰越承認を受けた補助事業者は除く)は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記第6号様式による事業実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、翌年度の4月15日までに提出しなければならない。</p>	<p>第9条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者としないこと、契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。</p> <p>(2) 補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して前号の条件を付さなければならないこと。</p> <p>(新設)</p> <p>(実績報告)</p> <p>第10条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記第4号様式による事業実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、翌年度の4月15日までに提出しなければならない。</p>

新旧対照表

新	旧
<p><u>2 前条により知事の繰越承認を受けた補助事業者は、補助事業が事業年度内に完了しない場合は、別記第7号様式による年度終了実績報告書を当該事業年度の3月31日までに知事に提出しなければならない。</u></p> <p><u>3 知事は、前項の年度終了実績報告書の提出があった場合は、必要な検査を行い、その報告時点における補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、当該実施結果に応じて、規則第12条の規定により交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。</u></p> <p><u>4 第2項の補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は翌年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記第6号様式による事業実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。</u></p> <p>(補助金の支払)</p> <p><u>第12条 知事は、規則第12条の規定により、前条第1項又は第4項に基づき提出された事業実績報告書により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。ただし、知事が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めたときは、前条第3項で確定した額の全部又は一部を概算払することができる。</u></p> <p><u>2 補助事業者は、前項ただし書の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、別記第8号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。</u></p>	<p>(補助金の支払)</p> <p>第11条 知事は、規則第12条の規定により、交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。</p>

新旧対照表

新	旧
<p><u>3 補助事業者は、概算払請求を行うときは、請求金額は1,000円未満の端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p>(関係書類の保管)            第13条 補助事業に係る帳簿及び関係書類は、当該年度終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。</p> <p>(情報の開示)            第14条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。</p> <p>(委任)            第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p> <p>附則            1 この要綱は、平成元年4月1日から施行する。            2 この要綱の改正は、平成2年4月1日から施行する。            3 この要綱の改正は、平成4年4月1日から施行する。            4 この要綱の改正は、平成5年4月1日から施行する。            5 この要綱の改正は、平成7年4月1日から施行する。</p>	<p>(関係書類の保管)            第12条 補助事業に係る帳簿及び関係書類は、当該年度終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。</p> <p>(情報の開示)            第13条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。</p> <p>(委任)            第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p> <p>附則            1 この要綱は、平成元年4月1日から施行する。            2 この要綱の改正は、平成2年4月1日から施行する。            3 この要綱の改正は、平成4年4月1日から施行する。            4 この要綱の改正は、平成5年4月1日から施行する。            5 この要綱の改正は、平成7年4月1日から施行する。</p>

新旧対照表

新	旧
6 この要綱の改正は、平成9年4月1日から施行する。	6 この要綱の改正は、平成9年4月1日から施行する。
7 この要綱の改正は、平成10年4月1日から施行する。	7 この要綱の改正は、平成10年4月1日から施行する。
8 この要綱の改正は、平成14年4月1日から施行する。	8 この要綱の改正は、平成14年4月1日から施行する。
9 この要綱の改正は、平成15年4月1日から施行する。	9 この要綱の改正は、平成15年4月1日から施行する。
10 この要綱の改正は、平成16年4月1日から施行する。	10 この要綱の改正は、平成16年4月1日から施行する。
11 この要綱の改正は、平成17年6月15日から施行する。	11 この要綱の改正は、平成17年6月15日から施行する。
12 この要綱の改正は、平成18年4月1日から施行する。	12 この要綱の改正は、平成18年4月1日から施行する。
13 この要綱の改正は、平成19年4月1日から施行する。	13 この要綱の改正は、平成19年4月1日から施行する。
14 この要綱の改正は、平成20年4月1日から施行する。	14 この要綱の改正は、平成20年4月1日から施行する。
15 この要綱の改正は、平成21年6月1日から施行する。	15 この要綱の改正は、平成21年6月1日から施行する。
16 この要綱の改正は、平成22年5月6日から施行する。	16 この要綱の改正は、平成22年5月6日から施行する。
17 この要綱の改正は、平成23年6月9日から施行する。	17 この要綱の改正は、平成23年6月9日から施行する。
18 この要綱の改正は、平成25年1月4日から施行する。	18 この要綱の改正は、平成25年1月4日から施行する。
19 この要綱の改正は、平成28年4月1日から施行する。	19 この要綱の改正は、平成28年4月1日から施行する。
20 この要綱の改正は、平成29年4月1日から施行する。	20 この要綱の改正は、平成29年4月1日から施行する。
21 この要綱の改正は、平成30年4月1日から施行する。	21 この要綱の改正は、平成30年4月1日から施行する。
22 この要綱の改正は、平成31年4月15日から施行する。	22 この要綱の改正は、平成31年4月15日から施行する。
23 この要綱の改正は、令和2年4月1日から施行する。	23 この要綱の改正は、令和2年4月1日から施行する。
24 この要綱の改正は、令和3年6月25日から施行する。	24 この要綱の改正は、令和3年6月25日から施行する。
25 この要綱の改正は、令和4年4月1日から施行する。	25 この要綱の改正は、令和4年4月1日から施行する。
26 この要綱の改正は、令和5年4月1日から施行する。	

新旧対照表

新

旧

別表第1（第4条関係）

別表第1（第4条関係）

1 補助基本額（本体設置費）は、下表の基準額（本体設置費）と対象経費（本体設置費）とを人槽区分ごとに比較して、少ない額とする。

1 補助基本額（本体設置費）は、下表の基準額（本体設置費）と対象経費（本体設置費）とを人槽区分ごとに比較して、少ない額とする。

基準額（本体設置費）	対象経費（本体設置費）
(1) 5人槽 332,000円×基数	市町村が補助要綱等で、人槽区分ごとに設定した補助基準額に、基数を乗じて得た額
(2) 6～7人槽 414,000円×基数	
(3) 8～10人槽 548,000円×基数	

基準額（本体設置費）	対象経費（本体設置費）
(1) 5人槽 332,000円×基数	市町村が補助要綱等で、人槽区分ごとに設定した補助基準額に、基数を乗じて得た額
(2) 6～7人槽 414,000円×基数	
(3) 8～10人槽 548,000円×基数	

2 補助基本額（既設槽撤去費及び雨水貯留槽再利用費）は、下表の基準額（既設槽撤去費及び雨水貯留槽再利用費）と対象経費（既設槽撤去費及び雨水貯留槽再利用費）とを（1）～（3）ごとに比較して、少ない額とする。

（注）基準額の特例

浄化槽の設置にあたり必要となる既設槽の撤去をする場合又は単独浄化槽を雨水貯留槽に転換する場合は、9万円を加えた額を1基当たりの基準額（本体設置費）とする。

<u>基準額（既設槽撤去費及び雨水貯留槽再利用費）</u>	<u>対象経費（既設槽撤去費及び雨水貯留槽再利用費）</u>

新旧対照表

新		旧					
<p>(1) 浄化槽の設置に伴い必要となる単独処理浄化槽の撤去に要する費用 120,000円×基数</p> <p>(2) 浄化槽の設置に伴い必要となる汲み取り槽の撤去に要する費用 90,000円×基数</p> <p>(3) 浄化槽の設置に伴い使用を廃止する単独処理浄化槽の雨水貯留槽への再利用に要する費用 90,000円×基数</p>	<p>市町村が補助要綱等で、設定した補助基準額に、基数を乗じて得た額</p>	<p>2 補助基本額（宅内配管費）は、下表の基準額（宅内配管費）と対象経費（宅内配管費）とを比較して、少ない額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>基準額（宅内配管費）</th> <th>対象経費（宅内配管費）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300,000円×基数</td> <td>市町村が補助要綱等で、設定した補助基準額に、基数を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table>		基準額（宅内配管費）	対象経費（宅内配管費）	300,000円×基数	市町村が補助要綱等で、設定した補助基準額に、基数を乗じて得た額
基準額（宅内配管費）	対象経費（宅内配管費）						
300,000円×基数	市町村が補助要綱等で、設定した補助基準額に、基数を乗じて得た額						
<p>3 補助基本額（宅内配管費）は、下表の基準額（宅内配管費）と対象経費（宅内配管費）とを比較して、少ない額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>基準額（宅内配管費）</th> <th>対象経費（宅内配管費）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300,000円×基数</td> <td>市町村が補助要綱等で、設定した補助基準額に、基数を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table>		基準額（宅内配管費）	対象経費（宅内配管費）	300,000円×基数	市町村が補助要綱等で、設定した補助基準額に、基数を乗じて得た額	<p>別表第2（第6条、第8条、第9条関係）</p> <p>1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。</p> <p>2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。</p> <p>3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者を行い、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以</p>	
基準額（宅内配管費）	対象経費（宅内配管費）						
300,000円×基数	市町村が補助要綱等で、設定した補助基準額に、基数を乗じて得た額						
<p>別表第2（第6条、第8条、第9条関係）</p> <p>1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。</p>							

新旧対照表

新	旧
<p>2 暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反した事実があるとき。</p> <p>3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。</p> <p>4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。</p> <p>5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。</p> <p>6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。</p> <p>7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。</p> <p>8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。</p> <p>9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。</p> <p>10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。</p>	<p>上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。</p> <p>4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。</p> <p>5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。</p> <p>6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。</p> <p>7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。</p> <p>8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。</p> <p>9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。</p> <p>10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。</p>